

《令和3年度発達支援相談事業方針》

1. 早期発見、早期フォロー支援体制の継続

発達上の課題や支援の必要性を見極め、早期に発達支援につなげられるよう専門相談事業を展開します。

個別状況に応じて、児童発達支援事業や医療へのつなぎをスムーズに行い、関係機関と連携して支援の充実を図ります。

2. 児童発達支援事業の体制整備

関係機関との連携を密にしながら、児童発達支援事業対象児の把握に努め、受け入れ体制を整備していきます。

療育では専門職による研修や療育内容の助言を行い、職員の人材育成とその子に応じた支援と一緒に検討していきます。

子ども発達・療育支援輸送事業について、利用状況の推移を確認しながら、事業継続の検討をしていきます。

3. 保育所・幼稚園巡回相談事業と学童期への連携の継続

巡回相談により、集団活動の中での児童の成長や保育内容の支援を目指します。

年長時に相談事業を受けていた児童について学校等へ連携を行い、就学がスムーズに移行できるように努めます。

4. 就学後の支援体制の継続

子育て発達支援センターの周知を行うとともに、学校・放課後児童クラブ・放課後等デイサービス事業・医療機関など、ケースを通じて連携を図ります。